

議案第64号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)5月18日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例

(宝塚市市税条例の一部改正)

第1条 宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項及び附則第4条の3第1項において同じ。)」を加える。

第37条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第4条第1項中「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則第5条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第9条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改

め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条の2第26項を同条第25項とし、同条第27項を同条第26項とする。

(宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、第50条第10項を改正し、同項を同条第9項とする改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項を改正し、同項を同条第15項とする改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第1条のうち、第51条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第1条のうち、第52条第4項から第6項までを削る改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中宝塚市市税条例附則第5条の改正規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中宝塚市市税条例附則第4条第1項及び第2項の改正規定 令和4年4月1日

(3) 第1条中宝塚市市税条例第25条第2項及び第37条の3の3第1項の改正規定並びに次項の規定 令和6年1月1日

(4) 第1条中宝塚市市税条例附則第9条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定(第24項に係る部分に限る。)及び附則第5項の規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例(附則第5項において「新条例」という。)第25条第2項及び第37条の3の3第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。附則第5項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得した旧法附則第15条第41項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第9条の2第24項の規定は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日以後に取得した改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第46項各号に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第64号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表(第1条による改正関係)

※この新旧対照表中附則第4条の規定は、宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)に、宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第23号)が溶け込んだものを現行として作成しています。

現行	改正案
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族</p> <hr/> <p>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項及び附則第4条の3第1項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第</p>

89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の

89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限

が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間
- の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の

4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号ニに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4第3項の規定に該当する場合における第35条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号ニに規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

16 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

20 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

26・27 (略)

14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号イに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号ロに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25・26 (略)

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表(第2条による改正関係)

※この新旧対照表は、宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)に宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第23号)が溶け込んだものを現行とし、宝塚市市税条例に第2条の規定による改正後の宝塚市市税条例等の一部を改正する条例が溶け込んだものを改正案として作成しています。

現行	改正案
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第50条(略)</p> <p>2～8(略)</p> <p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第52項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14(略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16(略)</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第50条(略)</p> <p>2～8(略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項及び施行規則</u>で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14(略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16(略)</p>
<p>(法人の市民税の不足税額の納付手続)</p> <p>第51条(略)</p> <p>2・3(略)</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納</p>	<p>(法人の市民税の不足税額の納付手続)</p> <p>第51条(略)</p> <p>2・3(略)</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納</p>

付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 (略)

3 第51条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 (略)

3 第51条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

議案第65号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

令和3年（2021年）5月18日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次の
ように改正する。

第11条の7中「小学校就学」を「中学校就学」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(子の看護休暇)</p> <p>第11条の7 任命権者は、<u>小学校就学</u>の始期に達するまでの子(前条第2号に規定する事実上の子と同様の関係にあると認められる者を含む。以下この条において同じ。)を養育する職員が、その子の看護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、1年につき5日(その養育する<u>小学校就学</u>の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の看護休暇を与える。</p>	<p>(子の看護休暇)</p> <p>第11条の7 任命権者は、<u>中学校就学</u>の始期に達するまでの子(前条第2号に規定する事実上の子と同様の関係にあると認められる者を含む。以下この条において同じ。)を養育する職員が、その子の看護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、1年につき5日(その養育する<u>中学校就学</u>の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の看護休暇を与える。</p>

議案第66号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する
ものとする。

令和3年(2021年)5月18日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年6月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年6月1日から令和6年3月31日まで」に、「「978,000円」とあるのは「880,200円」」を「「1,072,400円」とあるのは「965,100円」」に、「「795,800円」とあるのは「740,000円」」を「「881,100円」とあるのは「819,400円」」に、「「682,000円」とあるのは「647,900円」」を「「758,100円」とあるのは「720,100円」」に改める。

(宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第2条 宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年6月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年6月1日から令和6年3月31日まで」に、「「682,000円」とあるのは「647,900円」」を「「758,100円」とあるのは「720,100円」」に改める。

(宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例(平成17年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年6月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年6月1

日から令和6年3月31日まで」に、「「682,000円」とあるのは「647,900円」」を「「758,100円」とあるのは「720,100円」」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

議案第66号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p data-bbox="292 443 379 472">附 則</p> <p data-bbox="240 490 549 519">(職員の給料月額の特例)</p> <p data-bbox="212 535 799 795">2 <u>令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「978,000円」とあるのは「880,200円」と、同条第2号中「795,800円」とあるのは「740,000円」と、同条第3号中「682,000円」とあるのは「647,900円」とする。</u></p>	<p data-bbox="903 443 991 472">附 則</p> <p data-bbox="852 490 1160 519">(職員の給料月額の特例)</p> <p data-bbox="823 535 1410 795">2 <u>令和3年6月1日から令和6年3月31日までの間に限り、第2条の規定の適用については、第2条第1号中「1,072,400円」とあるのは「965,100円」と、同条第2号中「881,100円」とあるのは「819,400円」と、同条第3号中「758,100円」とあるのは「720,100円」とする。</u></p>

宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p data-bbox="284 371 371 398">附 則</p> <p data-bbox="236 412 568 439">(管理者の給料月額の特例)</p> <p data-bbox="204 461 786 607">2 第2条の規定の適用については、<u>令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に限り、同条中「682,000円」とあるのは「647,900円」とする。</u></p>	<p data-bbox="890 371 978 398">附 則</p> <p data-bbox="842 412 1174 439">(管理者の給料月額の特例)</p> <p data-bbox="810 461 1393 607">2 第2条の規定の適用については、<u>令和3年6月1日から令和6年3月31日までの間に限り、同条中「758,100円」とあるのは「720,100円」とする。</u></p>

宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例(平成17年条例第21号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p data-bbox="236 367 571 443">附 則 (管理者の給料月額の特例)</p> <p data-bbox="204 456 788 600">2 第2条の規定の適用については、<u>令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に限り</u>、同条中「<u>682,000円</u>」とあるのは「<u>647,900円</u>」とする。</p>	<p data-bbox="845 367 1181 443">附 則 (管理者の給料月額の特例)</p> <p data-bbox="813 456 1398 600">2 第2条の規定の適用については、<u>令和3年6月1日から令和6年3月31日までの間に限り</u>、同条中「<u>758,100円</u>」とあるのは「<u>720,100円</u>」とする。</p>

議案第67号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)5月18日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

43 令和3年6月1日から令和6年3月31日までの間、職員(第1号の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が第1号の表の職務の級欄に掲げる職務の級に該当する者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項、次項及び附則第45項において「特定減額職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定減額職員の給料月額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「特定減額割合」という。)を乗じて得た額(当該特定減額職員の給料月額に当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額が、当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第45項において「最低号給を下回る場合」という。)にあっては、当該特定減額職員の給料月額から当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第45項において「特定減額基礎額」という。))

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	7級及び6級	100分の5
	5級	100分の4

消防職給料表	6級	100分の5
	5級	100分の4
医療職給料表（一）	4級及び3級（課長の職務にある職員を除く。）	100分の5
	3級（課長の職務にある者に限る。）及び2級（副課長の職務にある者に限る。）	100分の4
医療職給料表（二）	6級及び5級	100分の5
	4級	100分の4

- (2) 地域手当 当該特定減額職員の給料月額に対する地域手当の月額に、当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額（最低号給を下回る場合にあっては、特定減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第19条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第3項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額（最低号給を下回る場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき特定減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第3項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第20条第4項において準用する第19条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得

た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第20条第3項前段に規定する割合を乗じて得た額に当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額(最低号給を下回る場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき特定減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第4項において準用する第19条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第3項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第22条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定減額職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第22条第1項 前各号に定める額

イ 第22条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第22条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定減額職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第22条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

44 前項に規定するもののほか、特定減額職員以外の者が月の初日以外の日に特定減額職員となった場合における同項に規定する減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

45 附則第43項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、当該給与額に当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額(最低号給を下回る場合にあっては、特定減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から市長が定める数を控除したもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

議案第67号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p>43 <u>令和3年6月1日から令和6年3月31日までの間、職員(第1号の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が第1号の表の職務の級欄に掲げる職務の級に該当する者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項、次項及び附則第45項において「特定減額職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p> <p>(1) <u>給料月額 当該特定減額職員の給料月額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「特定減額割合」という。)を乗じて得た額(当該特定減額職員の給料月額に当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額が、当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び附則第45項において「最低号給を下回る場合」という。)にあっては、当該特定減額職員の給料月額から当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第45項において「特定減額基礎額」という。))</u></p> <p>【別記】</p> <p>(2) <u>地域手当 当該特定減額職員の給料月額に対する地域手当の月額に、当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額(最低号給を下回る場合にあっては、特定減額基礎額に対する地域手当の月額)</u></p> <p>(3) <u>期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第19条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額</u></p>

職員に支給される期末手当に係る同条第3項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額(最低号給を下回る場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき特定減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第6項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第3項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第20条第4項において準用する第19条第6項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第20条第3項前段に規定する割合を乗じて得た額に当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額(最低号給を下回る場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき特定減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第4項において準用する第19条第6項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第3項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第22条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定減額職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第22条第1項 前各号に定める額

イ 第22条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第22条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定減額職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第22条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

44 前項に規定するもののほか、特定減額職員以外の者が月の初日以外の日に特定減額職員となった場合における同項に規定する減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

45 附則第43項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、当該給与額に当該特定減額職員に係る特定減額割合を乗じて得た額（最低号給を下回る場合にあっては、特定減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から市長が定める数を控除したもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

【別記】

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	7級及び6級	100分の5
	5級	100分の4
消防職給料表	6級	100分の5
	5級	100分の4
医療職給料表（一）	4級及び3級（課長の職務にある職員を除く。）	100分の5
	3級（課長の職務にある者に限る。）及び2級（副課長の職務にある者に限る。）	100分の4
医療職給料表（二）	6級及び5級	100分の5
	4級	100分の4

議案第68号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)5月18日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第2条に規定する期間に、」を「当分の間、職員が」に、「同令第1条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号」に改める。

(宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例の一部改正)

第2条 宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例(令和2年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この条において同じ。」に改める。

(宝塚市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 宝塚市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律

第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下
同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第68号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当の特例)</p> <p>第2条 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第2条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症(同令第1条</u> <u>に</u> 規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この条において同じ。)の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が定める場所において、<u>新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、第5条第2項及び別表(3)の項の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当の特例)</p> <p>第2条 <u>当分の間、職員が</u> <u>新 型</u> 新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この条において同じ。)の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が定める場所において、<u>新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、第5条第2項及び別表(3)の項の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 (略)</p>

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例(令和2年条例第22号)新旧対照表 (第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u> _____)の感染拡大の防止、新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制の整備、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた地域経済及び住民生活の支援等に資するため、新型コロナウイルス対策思いやり応援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この条において同じ。)</u>の感染拡大の防止、新型コロナウイルス感染症に関する医療提供体制の整備、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた地域経済及び住民生活の支援等に資するため、新型コロナウイルス対策思いやり応援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

宝塚市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)新旧対照表 (第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症</p> <hr/> <p>に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第69号

宝塚市子ども条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市子ども条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)5月18日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市子ども条例の一部を改正する条例

宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第15条」に、「第4章 推進体制(第15条・第16条)」を「第4章 推進体制(第16条・第17条)

第5章 雑則(第18条・第19条) 」に改める。

第8条中「並びに」を「及び」に改める。

第11条第3項及び第12条第2項中「関係機関」を「関係機関等」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第3章中第14条の次に次の1条を加える。

(支援拠点の整備)

第15条 市は、第9条各項に規定する施策を推進し、及び第11条第3項に規定する対策を講ずるに当たり、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関等との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点を整備するものとする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(情報の活用)

第18条 市長及び宝塚市教育委員会は、第15条に規定する拠点において、子ども及び妊産婦に対する支援を適切に実施するため必要があると認めるときは、当該支援の実施に必要な限度において、保有する子ども及び妊産婦の属する世帯の構成その他の情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は相互に提供することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(宝塚市子ども審議会条例の一部改正)

2 宝塚市子ども審議会条例（平成25年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第15条」を「第16条」に改める。

議案第69号

宝塚市子ども条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 協働の取組(第4条—第8条)</p> <p>第3章 基本となる施策(第9条—<u>第14条</u>)</p> <p>第4章 <u>推進体制(第15条・第16条)</u></p> <p>附則</p> <p>(市の役割)</p> <p>第8条 市は、子どもの育成に関する施策を推進するとともに、家庭、学校等、地域住民及び事業主が相互に連携<u>並びに</u>協力が図れるよう調整を行うものとする。</p> <p>(教育環境の整備)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、いじめ、不登校、非行等の防止のため、<u>関係機関</u>と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>(安全、安心の子育て環境の整備)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市は、地域住民及び<u>関係機関</u>と連携して、子どもに対する犯罪の防止に努め、子どもが安全で安心して育つ環境の整備を図るものとする。</p> <p>(計画の推進)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(評価)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 協働の取組(第4条—第8条)</p> <p>第3章 基本となる施策(第9条—<u>第15条</u>)</p> <p>第4章 <u>推進体制(第16条・第17条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則(第18条・第19条)</u></p> <p>附則</p> <p>(市の役割)</p> <p>第8条 市は、子どもの育成に関する施策を推進するとともに、家庭、学校等、地域住民及び事業主が相互に連携<u>及び</u>協力が図れるよう調整を行うものとする。</p> <p>(教育環境の整備)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、いじめ、不登校、非行等の防止のため、<u>関係機関等</u>と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>(安全、安心の子育て環境の整備)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市は、地域住民及び<u>関係機関等</u>と連携して、子どもに対する犯罪の防止に努め、子どもが安全で安心して育つ環境の整備を図るものとする。</p> <p>(支援拠点の整備)</p> <p>第15条 <u>市は、第9条各項に規定する施策を推進し、及び第11条第3項に規定する対策を講ずるに当たり、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関等との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点を整備するものとする。</u></p> <p>(計画の推進)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(評価)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(情報の活用)</p>

第18条 市長及び宝塚市教育委員会は、第15条に規定する拠点において、子ども及び妊産婦に対する支援を適切に実施するため必要があると認めるときは、当該支援の実施に必要な限度において、保有する子ども及び妊産婦の属する世帯の構成その他の情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は相互に提供することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

宝塚市子ども審議会条例(平成25年条例第34号)新旧対照表 (附則第2項による改正関係)

現行	改正案
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)第15条に規定する行動計画(以下「行動計画」という。)の策定及び変更に関して意見を述べること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を担当する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)第16条に規定する行動計画(以下「行動計画」という。)の策定及び変更に関して意見を述べること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

議案第70号

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)5月18日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例
宝塚市立地域児童育成会条例(平成16年条例第9号)の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
宝塚市立仁川小学校地域児童育成会	宝塚市仁川宮西町1番25号
宝塚市立良元小学校地域児童育成会	宝塚市小林5丁目2番42号
宝塚市立長尾南小学校地域児童育成会	宝塚市山本南2丁目10番1号
宝塚市立小浜小学校地域児童育成会	宝塚市小浜4丁目7番10号
宝塚市立西山小学校地域児童育成会	宝塚市野上6丁目2番1号
宝塚市立安倉小学校地域児童育成会	宝塚市安倉中6丁目1番1号
宝塚市立末成小学校地域児童育成会	宝塚市末成町1番1号
宝塚市立逆瀬台小学校地域児童育成会	宝塚市逆瀬台6丁目1番1号
宝塚市立美座小学校地域児童育成会	宝塚市美座2丁目6番1号
宝塚市立末広小学校地域児童育成会	宝塚市末広町3番1号
宝塚市立光明小学校地域児童育成会	宝塚市光明町8番40号
宝塚市立丸橋小学校地域児童育成会	宝塚市山本丸橋4丁目13番1号
宝塚市立高司小学校地域児童育成会	宝塚市高司4丁目4番55号
宝塚市立売布小学校地域児童育成会	宝塚市売布ガ丘1番20号
宝塚市立宝塚第一小学校地域児童育成会	宝塚市野上1丁目3番35号
宝塚市立安倉北小学校地域児童育成会	宝塚市安倉北5丁目1番1号
宝塚市立長尾小学校地域児童育成会	宝塚市山本東1丁目10番10号

宝塚市立中山五月台小学校地域児童育成会	宝塚市中山五月台7丁目4番1号
宝塚市立長尾台小学校地域児童育成会	宝塚市長尾台1丁目1番1号
宝塚市立宝塚小学校地域児童育成会	宝塚市川面1丁目7番34号
宝塚市立中山桜台小学校地域児童育成会	宝塚市中山桜台4丁目12番1号
宝塚市立すみれガ丘小学校地域児童育成会	宝塚市すみれガ丘1丁目5番1号
宝塚市立山手台小学校地域児童育成会	宝塚市山手台西3丁目1番1号
宝塚市立西谷小学校地域児童育成会	宝塚市大原野字石保34番地の1

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

議案第70号

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立地域児童育成会条例（平成16年条例第9号）新旧対照表
（現行）

別表第1（第2条関係）

名称	位置
宝塚市立仁川小学校第一地域児童育成会	宝塚市仁川宮西町1番25号
宝塚市立仁川小学校第二地域児童育成会	宝塚市仁川宮西町1番25号
宝塚市立良元小学校第一地域児童育成会	宝塚市小林5丁目2番42号
宝塚市立良元小学校第二地域児童育成会	宝塚市小林5丁目2番42号
宝塚市立長尾南小学校第一地域児童育成会	宝塚市山本南2丁目10番1号
宝塚市立長尾南小学校第二地域児童育成会	宝塚市山本南2丁目10番1号
宝塚市立小浜小学校地域児童育成会	宝塚市小浜4丁目7番10号
宝塚市立西山小学校地域児童育成会	宝塚市野上6丁目2番1号
宝塚市立安倉小学校地域児童育成会	宝塚市安倉中6丁目1番1号
宝塚市立末成小学校地域児童育成会	宝塚市末成町1番1号
宝塚市立逆瀬台小学校地域児童育成会	宝塚市逆瀬台6丁目1番1号
宝塚市立美座小学校地域児童育成会	宝塚市美座2丁目6番1号
宝塚市立末広小学校地域児童育成会	宝塚市末広町3番1号
宝塚市立光明小学校地域児童育成会	宝塚市光明町8番40号
宝塚市立丸橋小学校第一地域児童育成会	宝塚市山本丸橋4丁目13番1号
宝塚市立丸橋小学校第二地域児童育成会	宝塚市山本丸橋4丁目13番1号
宝塚市立高司小学校地域児童育成会	宝塚市高司4丁目4番55号
宝塚市立売布小学校第一地域児童育成会	宝塚市売布ガ丘1番20号
宝塚市立売布小学校第二地域児童育成会	宝塚市売布ガ丘1番20号
宝塚市立宝塚第一小学校第一地域児童育成会	宝塚市野上1丁目3番35号
宝塚市立宝塚第一小学校第二地域児童育成会	宝塚市野上1丁目3番35号
宝塚市立安倉北小学校地域児童育成会	宝塚市安倉北5丁目1番1号
宝塚市立長尾小学校第一地域児童育成会	宝塚市山本東1丁目10番10号
宝塚市立長尾小学校第二地域児童育成会	宝塚市山本東1丁目10番10号
宝塚市立中山五月台小学校地域児童育成会	宝塚市中山五月台7丁目4番1号
宝塚市立長尾台小学校地域児童育成会	宝塚市長尾台1丁目1番1号
宝塚市立宝塚小学校第一地域児童育成会	宝塚市川面1丁目7番34号
宝塚市立宝塚小学校第二地域児童育成会	宝塚市川面1丁目7番34号
宝塚市立中山桜台小学校地域児童育成会	宝塚市中山桜台4丁目25番1号

宝塚市立すみれガ丘小学校地域児童育成会	宝塚市すみれガ丘1丁目5番1号
宝塚市立山手台小学校第一地域児童育成会	宝塚市山手台西3丁目1番1号
宝塚市立山手台小学校第二地域児童育成会	宝塚市山手台西3丁目1番1号
宝塚市立西谷小学校地域児童育成会	宝塚市大原野字石保34番地の1

(改正案)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
宝塚市立仁川小学校地域児童育成会	宝塚市仁川宮西町1番25号
宝塚市立良元小学校地域児童育成会	宝塚市小林5丁目2番42号
宝塚市立長尾南小学校地域児童育成会	宝塚市山本南2丁目10番1号
宝塚市立小浜小学校地域児童育成会	宝塚市小浜4丁目7番10号
宝塚市立西山小学校地域児童育成会	宝塚市野上6丁目2番1号
宝塚市立安倉小学校地域児童育成会	宝塚市安倉中6丁目1番1号
宝塚市立末成小学校地域児童育成会	宝塚市末成町1番1号
宝塚市立逆瀬台小学校地域児童育成会	宝塚市逆瀬台6丁目1番1号
宝塚市立美座小学校地域児童育成会	宝塚市美座2丁目6番1号
宝塚市立末広小学校地域児童育成会	宝塚市末広町3番1号
宝塚市立光明小学校地域児童育成会	宝塚市光明町8番40号
宝塚市立丸橋小学校地域児童育成会	宝塚市山本丸橋4丁目13番1号
宝塚市立高司小学校地域児童育成会	宝塚市高司4丁目4番55号
宝塚市立売布小学校地域児童育成会	宝塚市売布ガ丘1番20号
宝塚市立宝塚第一小学校地域児童育成会	宝塚市野上1丁目3番35号
宝塚市立安倉北小学校地域児童育成会	宝塚市安倉北5丁目1番1号
宝塚市立長尾小学校地域児童育成会	宝塚市山本東1丁目10番10号
宝塚市立中山五月台小学校地域児童育成会	宝塚市中山五月台7丁目4番1号
宝塚市立長尾台小学校地域児童育成会	宝塚市長尾台1丁目1番1号
宝塚市立宝塚小学校地域児童育成会	宝塚市川面1丁目7番34号
宝塚市立中山桜台小学校地域児童育成会	宝塚市中山桜台4丁目12番1号
宝塚市立すみれガ丘小学校地域児童育成会	宝塚市すみれガ丘1丁目5番1号
宝塚市立山手台小学校地域児童育成会	宝塚市山手台西3丁目1番1号
宝塚市立西谷小学校地域児童育成会	宝塚市大原野字石保34番地の1

議案第71号

宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)5月18日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例
宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例(昭和39年条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中「 | 宝塚市立長尾南幼稚園 | 宝塚市山本南2丁目10番1号 | 」
を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第71号

宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例(昭和39年条例第30号)新旧対照表
(現行)

別表(第2条関係)

名称	位置
宝塚市立丸橋幼稚園	宝塚市山本丸橋4丁目13番2号
宝塚市立長尾南幼稚園	宝塚市山本南2丁目10番1号

(改正案)

別表(第2条関係)

名称	位置
宝塚市立丸橋幼稚園	宝塚市山本丸橋4丁目13番2号

議案第72号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その2））の変更について
工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その2））、令和3年3月19日
議案第42号で議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第96条第
1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）5月18日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- 「1 契約の目的 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その2）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥358,710,000.-
- 4 契約の相手方 尼崎市南武庫之荘3丁目3番8号
金山建設工業株式会社
代表取締役 金山幸司
- 5 工事場所 宝塚市千種1丁目外地内
- 6 工事概要 道路土工 一式
法面工 175㎡
場所打擁壁工 57m（U型擁壁）
（W=10.1~10.3m、H=5.4~10.1m）
構造物撤去工 一式
仮設工 一式」
- 中
- 「3 契約の金額 ￥358,710,000.-」
- を
- 「3 契約の金額 ￥430,892,000.-」
- に、
- 「6 工事概要 道路土工 一式
法面工 175㎡
場所打擁壁工 57m（U型擁壁）
（W=10.1~10.3m、H=5.4~10.1m）」

構造物撤去工 一式

仮設工 一式

」

を

「6 工事概要

道路土工 一式

法面工 140 m²

場所打擁壁工 72 m (U型擁壁)

(W=10.1~10.3m、H=4.8~10.1m)

構造物撤去工 一式

仮設工 一式

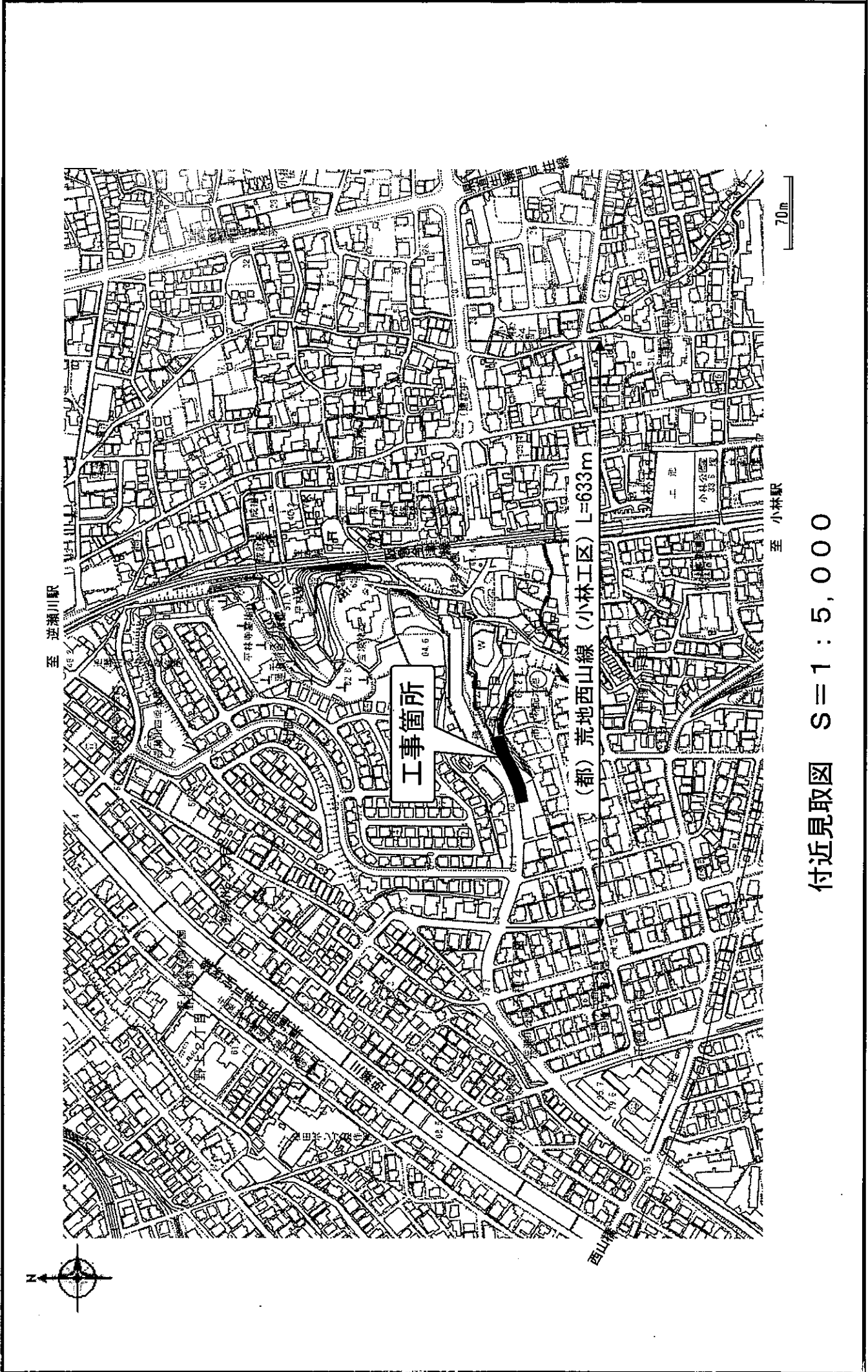
」

に変更する。

議案第72号

工事請負契約(都)荒地西山線道路新設改良工事(その2)の変更について

- 1 工事期間 着工 令和3年(2021年)3月19日
完工予定 令和4年(2022年)3月31日
- 2 その他 付近見取図、平面図及び標準横断図(別紙添付)



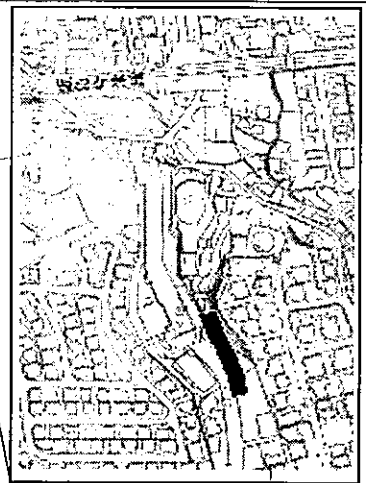
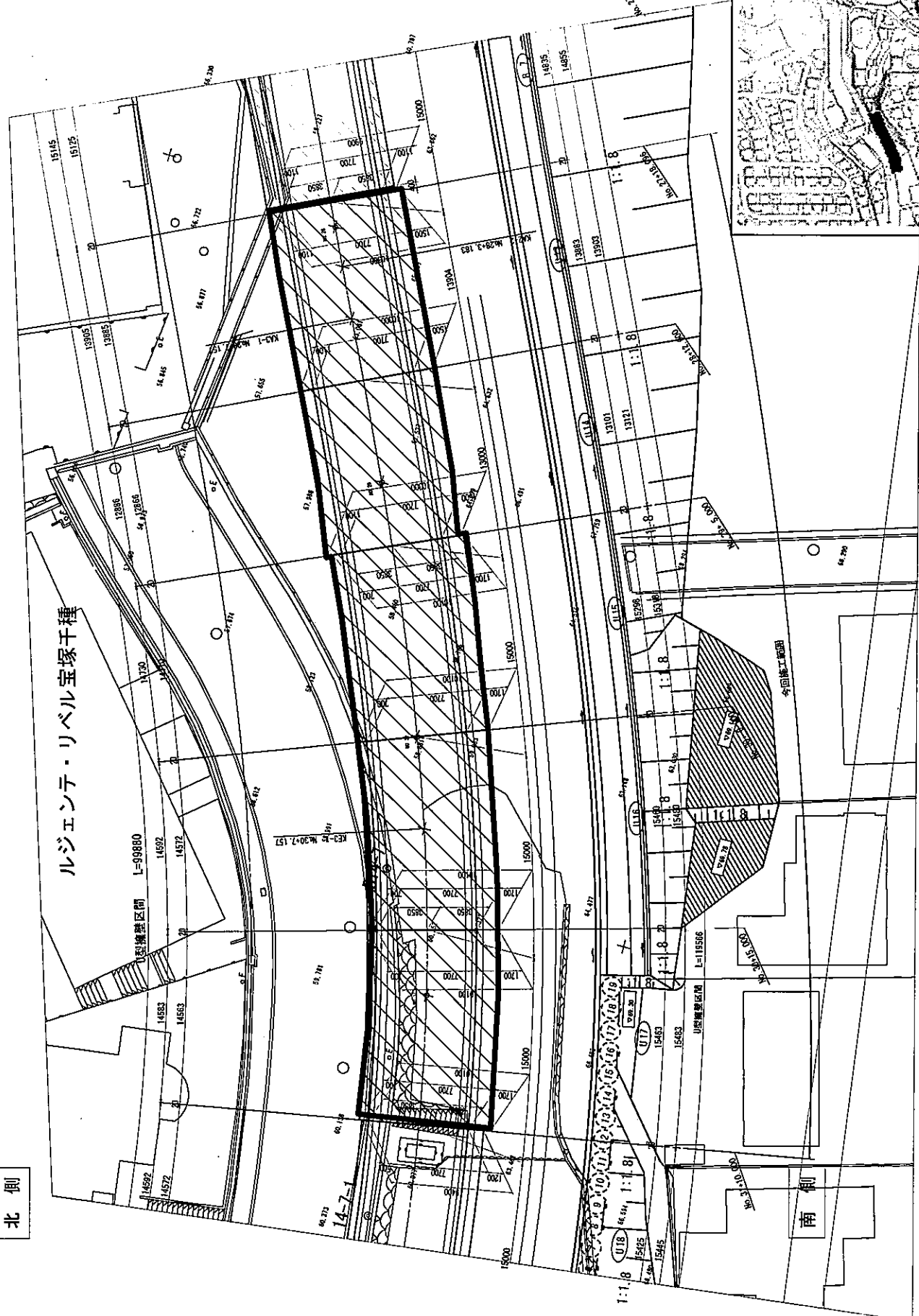
付近見取図 S=1:5,000

縮尺 1:150

平面図

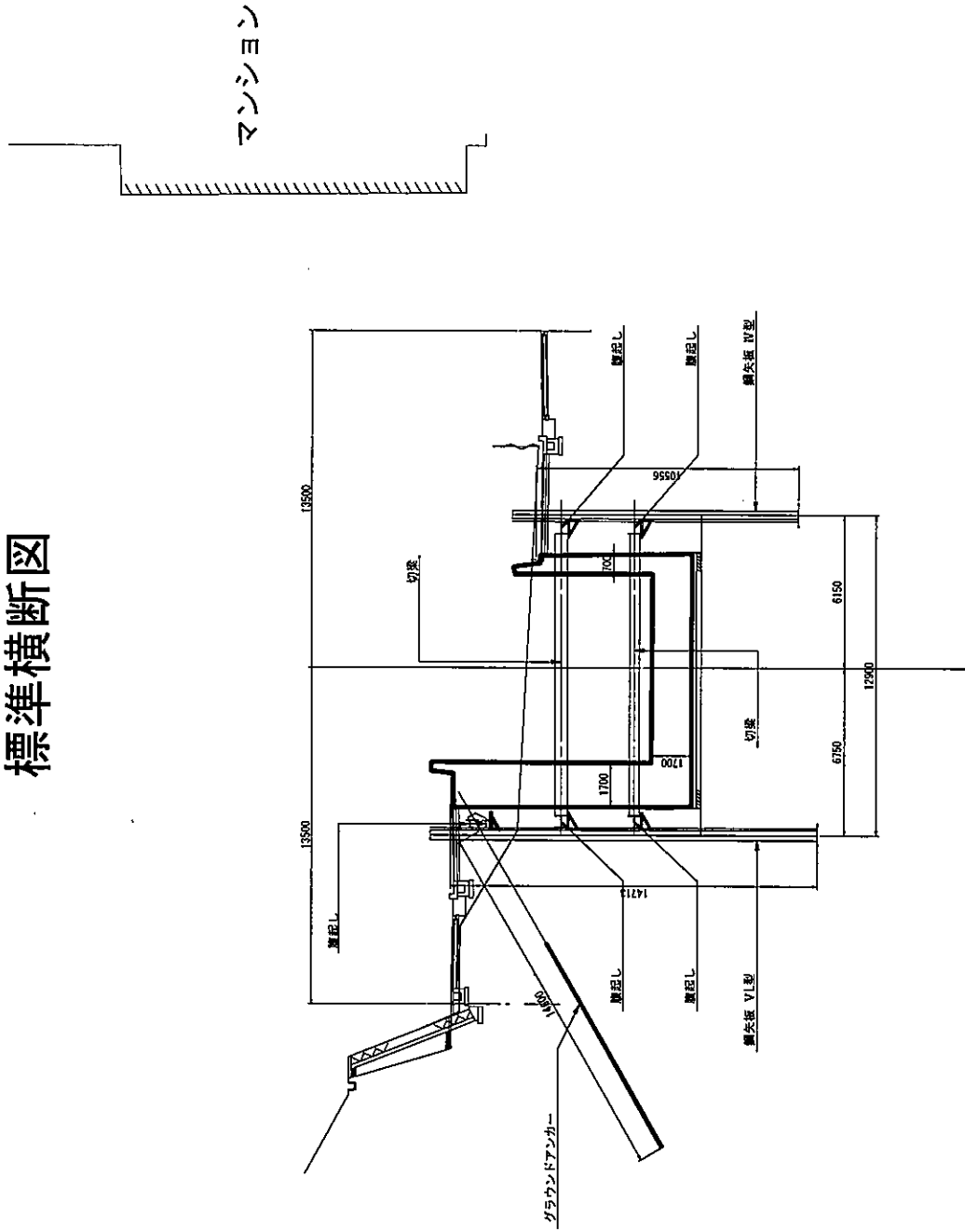
北側

ルジェンテ・リベル宝塚干種



南側

標準横断面図



議案第73号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について
工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））、令和元年10月4日
議案第96号で議決、令和2年3月26日議案第30号、令和2年6月26日議案第68
号及び令和3年3月19日議案43号で変更議決）の一部を次のとおり変更しようとする
ので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年（2021年）5月18日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- | | | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------|---|
| 「1 契約の目的 | （都）荒地西山線道路新設改良工事（その3） | |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 | |
| 3 契約の金額 | ¥608,604,700.- | |
| 4 契約の相手方 | 西宮市塩瀬町生瀬1131番地
株式会社森組 阪神営業所
所長 日浦 豊 | |
| 5 工事場所 | 宝塚市千種1丁目外地内 | |
| 6 工事概要 | （都）荒地西山線道路新設改良工事（その3）
土工 一式
<small>かきま</small> 函渠工 一式
仮設工 一式 | 」 |

中

- | | | |
|----------|----------------|---|
| 「3 契約の金額 | ¥608,604,700.- | 」 |
|----------|----------------|---|

を

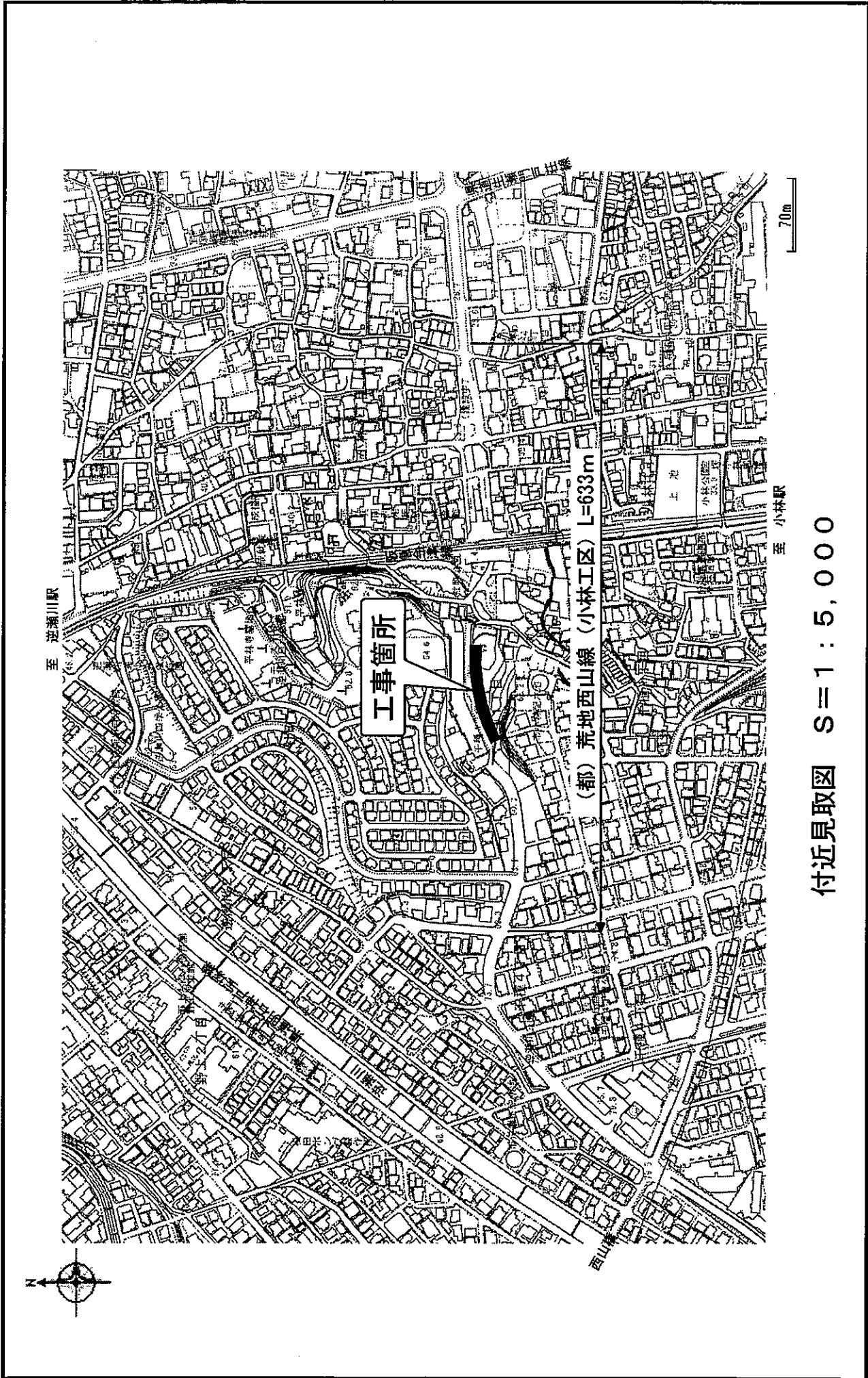
- | | | |
|----------|----------------|---|
| 「3 契約の金額 | ¥608,426,500.- | 」 |
|----------|----------------|---|

に変更する。

議案第73号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について

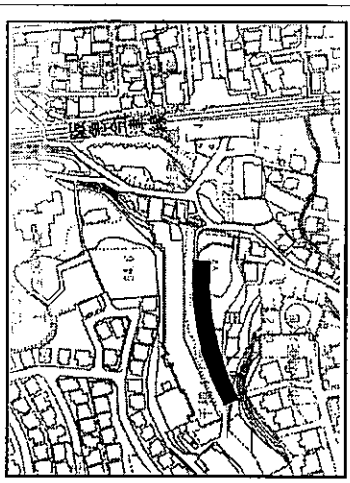
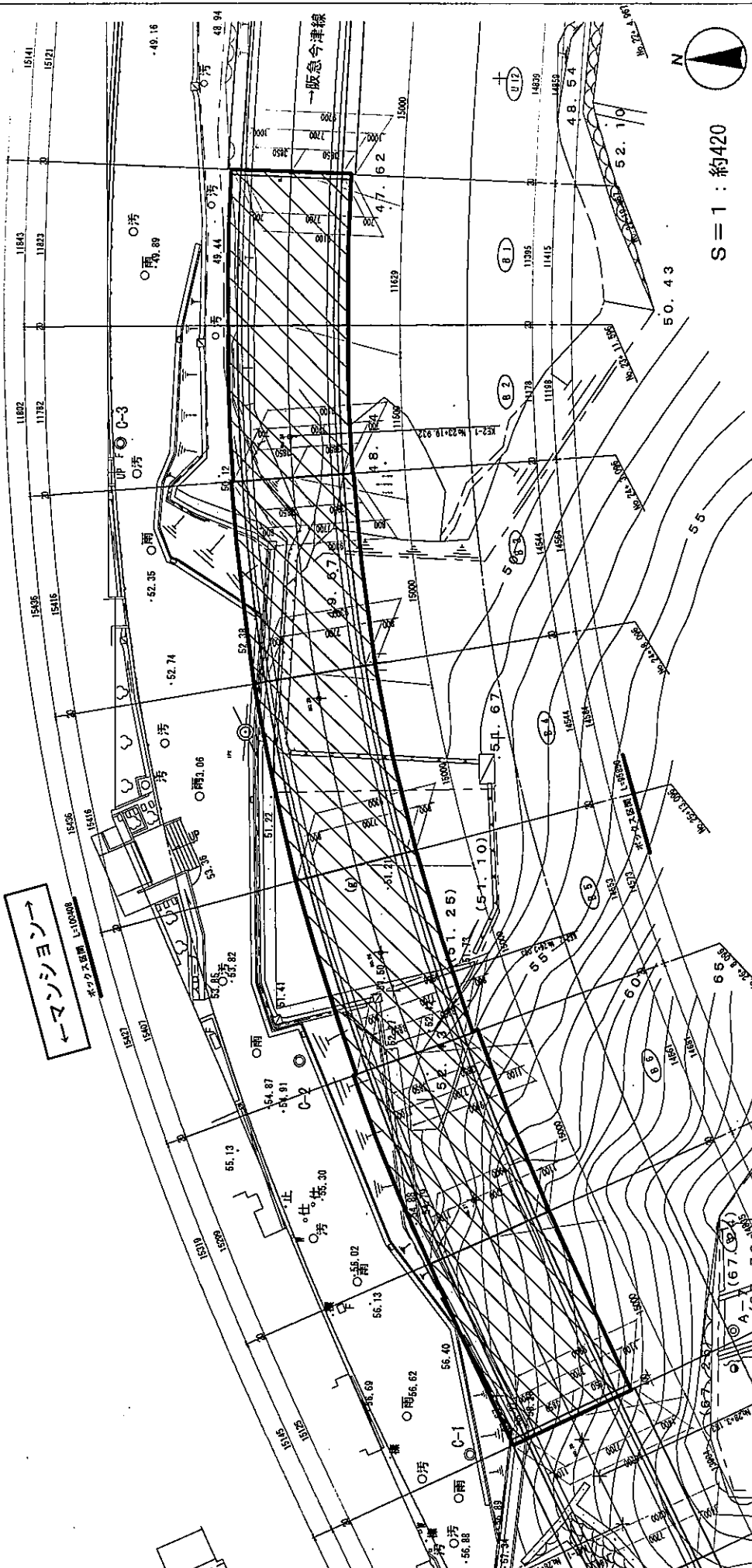
- 1 工事期間 着工 令和元年(2019年)10月4日
完工予定 令和3年(2021年)7月30日
- 2 その他 付近見取図、平面図及び標準横断図（別紙添付）



付近見取図 S=1:5,000

平面図

←マッシュルーム



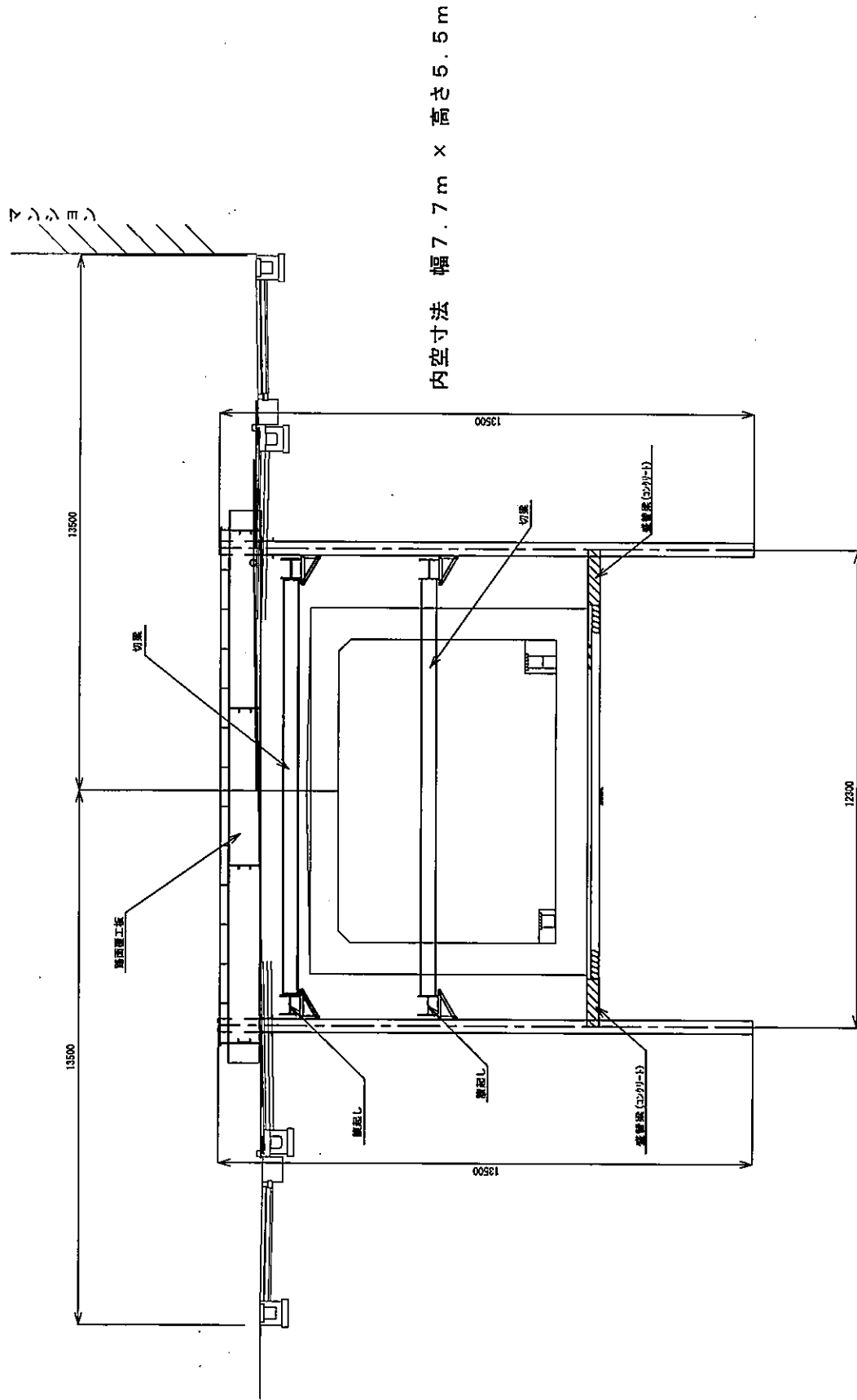
S = 1 : 約1/420

宝塚市上下水道局
小林配水池

旧阪神競馬場舎宅

標準横断面図

No. 24+18.085 (84起点)



議案第74号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年(2021年)5月18日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4526	4526号線	変更前	起点	平井5丁目18番12	48.30	m 最大 12.30 最小 6.00
			終点	平井5丁目18番3		
		変更後	起点	平井5丁目21番7	81.70	m 最大 12.30 最小 6.00
			終点	平井5丁目18番3		

議案第74号

市道路線の認定変更について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

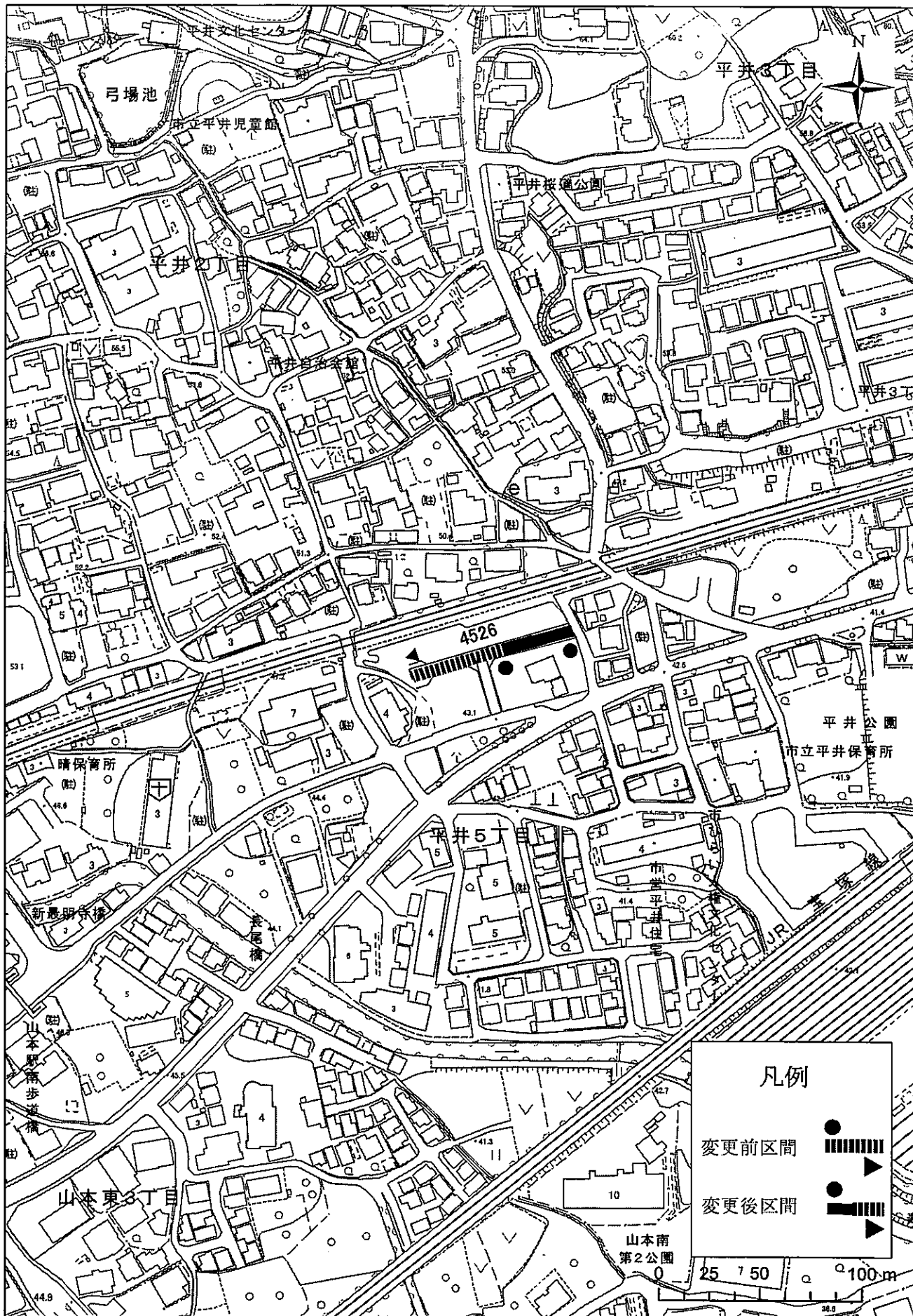
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第74号
市道路線の認定変更について
認定路線図



議案第75号

第6次宝塚市総合計画の基本構想を定めることについて

第6次宝塚市総合計画の基本構想を別冊のとおり定めようとするので、宝塚市議会の議決すべき事件を定める条例本則第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年(2021年)5月18日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

議案第75号

第6次宝塚市総合計画の基本構想を定めることについて
宝塚市議会の議決すべき事件を定める条例(抜粋)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく宝塚市議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 宝塚市まちづくり基本条例第14条第1項に規定する基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。
- (2)～(4) 略

宝塚市まちづくり基本条例(抜粋)
(総合計画等)

第14条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を、まちづくりの基本理念にのっとり策定するものとする。

2・3 略

参考資料

第6次宝塚市総合計画(案) 別冊のとおり

